

二 幽齋玄旨→八条宮智仁親王→後水尾天皇

▼天正十八年(一五九〇)九月廿二日、後陽成天皇が古今伝授を望む

⑧ 『兼見卿記』 天正十八年九月廿二日条

准后(勤修寺晴子)御用由、以万里小路仰候間、参御局口、万里即様躰被申入、仰云、今上(後陽成天皇)古今御伝授之御叡心也、御若年如何、是非共、先御無用之由、令祇候砌可申入

神道極秘之儀也、尤之仰也、令祇候、被仰出次、可申入之由申入畢

▼文禄五年(一五九六)三月十五日、幽齋、智仁親王への講釈にあたり「伊勢物語」の注釈をまとめる。

⑨ 「伊勢物語闕疑抄」跋文写 京都府立京都市・歴史館蔵

此物語の抄出、年ころあらましながら、華夷のいとまなくてむなしく過侍るに、このごろ八条宮購談つかうまつるべきよし、かしこき仰ことをたびくうけたまわり侍るに、もとよりの志もしきりにもよほされつゝ、三光院内府(三条西実枝)、そのかみするよしはべりし長岡といふ所にて御講尺(釈)有し聞書、残りともまりしを見いで侍る

▼文禄五年(一五九六)三月廿一日、幽齋、智仁親王へ「伊勢物語」の講釈を始める

⑩ 『兼見卿記』 文禄五年三月二十一日条

幽齋自今日於八条殿伊勢物語講談初之、休庵ヨリ書状、阿野(實賢)伊勢物語聴聞之事理也、八条殿内々申入、被成御意得也、幽齋次第

之由仰也、卒度幽齋へ可申理由云、即幽齋出京砌也、申理了、兄弟御聴聞、其方次第由、返事了、今夜宵程幽齋来、相談了

▼慶長元年(一五九六)より、智仁親王、幽齋の連歌講釈を記す

⑪ 「智仁親王御年曆」 桂宮家伝来記録 宮内庁書陵部

慶長元年、十八才、連歌講尺幽齋二間、雨中吟・未来記講説

▼慶長二年(一五九八) 九月九日、烏丸光広、幽齋の八条殿祇候を記す

⑫ 『耳底記』 慶長三年九月九日条

幽齋八条殿に伺候あり、曰、歌合ほど重宝なるものはあらじ、古人の批判を直ちにきく心なり、歌合といふ歌合にわが見ぬはなきなり、大かた見たるなり

▼慶長五年(一六〇〇)二月十六日、徳川家康、智仁親王への古今伝授を伝達する

⑬ 「徳川家康書状」 桂宮家伝来「古今伝授資料」 宮内庁書陵部

古今集事、連々幽齋存分、老年之儀候之間、早々御伝授可然候也、八条殿へ可被申入候、恐々謹言

二月十六日 家康(花押)

徳善院

⑭ 「前田玄以書状」 桂宮家伝来「古今伝授資料」

就御伝受之儀被成下御書候、則内府(徳川家康)へも、幽齋へも申届候、いまた御若年二付而御斟酌之通尤二ハ候共、幽齋老年之儀候間、被成御同心尤候也、内府ニも被申事二候間、其由心得候て可被申、恐々謹言

二月廿日 徳善 玄以(花押)

中大路甚介殿

▼慶長五年(一六〇〇)三月十九日 智仁親王、幽齋に誓状を提出する

⑮ 「智仁親王誓状下書」 智仁親王控 桂宮家伝来「古今伝受資料」 宮内庁

古今集事、伝受之説々、更以不可有聊爾之儀、此旨私曲候者、可背
両神天神之冥助者也、仍誓状如件

慶長五年三月十九日

(花押)

長岡幽齋

▼慶長五年(一六〇〇)七月二十九日、田辺籠城中の幽齋から智仁親王への証明状

⑯ 「古今伝授証明状」 桂宮家伝来「古今伝受資料」 宮内庁書陵部

三光院(三条西美枝)当流相承説之事、不胎面受口決等謹而奉授 八条

宮訖

慶長五年七月廿九日

幽齋玄旨(花押)

▼慶長五年八月二日、籠城中の幽齋、古今伝授の箱と証明状を渡した心境を述べる

⑰ 「幽齋玄旨書状」 桂宮家伝来文書 宮内庁書陵部

去廿七日之御折紙、今日二日相届、令披候、世上之事余不慮共不存
候、今更申談も事旧候へ共、信長御代・太閤様御時、似合之致忠節、
至近年御懇御事茂、奉対秀頼様、何を以可疎略候哉、此度越中(細
川忠興)関東出陣之段、内府(徳川家康)世間為御後見候条、是又奉公ニ
存候処、安外体不及是非候、一兩日以前從八条殿御使節徳善院(前
田玄以、案内者相副下候、則古今相伝箱・証明状・歌一首
古も今もかへらぬ世の中に 心の種を残すことの葉

此短冊并源氏抄箱一・廿一代集 禁裏様江進上候、此外知音衆へ
草紙箱一二上候、存分ニ存残事無之候、満足候、唯今手前入候間、
兎角難申候、連々被懸御目候、御残多候、御奉行衆へも此通被仰候
而可給候、此外不申候、恐々謹言

八月二日

幽齋玄旨

東條紀伊守殿

上田勘右衛門殿

三好助兵衛殿

▼寛永二年(一六二五)十二月十四日、智仁親王、禁裏御会之間上壇にて、後水尾天

皇へ切紙伝授を成就する

⑱ 「於禁裏古今講釈次第」 桂宮家伝来「古今伝受資料」 宮内庁書陵部

十四日巳刻 朝雨

巳刻伺候ス、智仁裏袍、檜扇持也

主上御引直衣也

御会御座之間上壇講尺同間

とこ東西面二人丸かくる

前ニ白机ニ広ふたの御鏡・水精ノ玉・御太刀、左右ニ洗米土器、御
酒左右ニ土器、御香炉沈焼、天上錦一卷はらる

主上御座御茵もなし、雖為御下如此之通仰也

ぬの一端被成御敷、智仁もぬの一端敷

御前ニ蔦ノ細道之文台、其上見切紙、始十八通、次六通

申上皆御成就大慶之事也

後 主上、智仁御振舞あり、数盃被下退出、無事欣悦珍重之事也